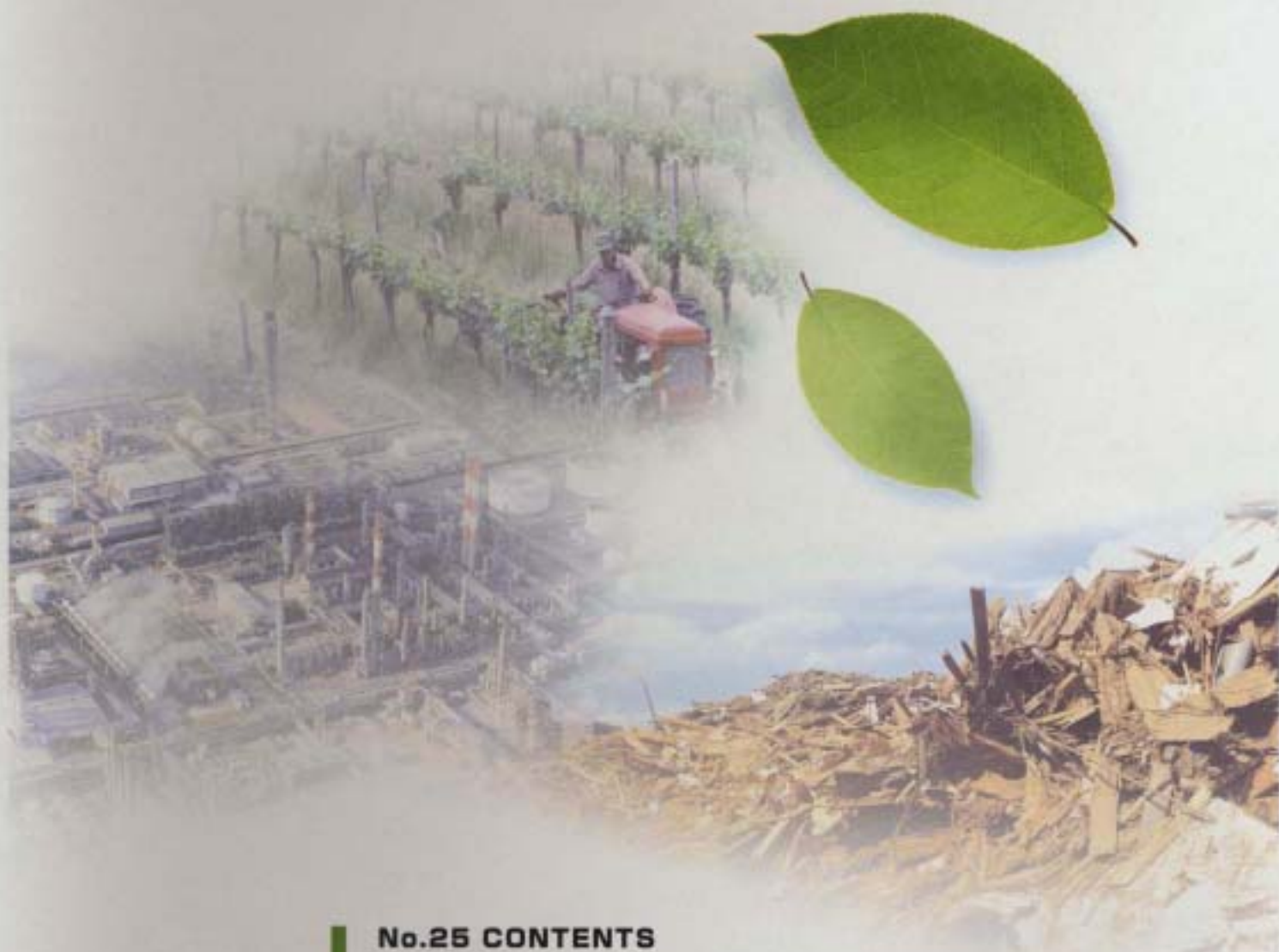


環境と産業の 未来のために

2001.9 Vol.9

No. 25



No.25 CONTENTS

- ◆「地球の未来」のために産業界の果たす役割
(社)経済団体連合会副会長 大賀 典雄
- ◆ **特集** 産業廃棄物の不法投棄未然防止対策
- ◆ 財団の動き……………産廃振興財団

産廃振興財団NEWS



財団 法人 産業廃棄物処理事業振興財団

寄稿

「地球の未来」のために 産業界の果たす役割

私は、21世紀を迎えた今、この地球を健全な姿で次世代の人々に継承するには何をなさなければならないか、あらためて見直す必要があると考えております。20世紀のはじめ15億人だった世界の人口は現在では60億人を超え、21世紀の半ばには100億人になると言われています。さらに、私たちは、生活から大量の廃棄物を出し、化石燃料を燃やして大気中に大量の二酸化炭素を放出しながら、豊かな生活を営んでいます。このままでは、今後の人口増加、それに伴う温暖化の加速などで、地球は人間の住めない惑星になってしまうのではないかとと言っても過言ではありません。環境問題に対しては、こうした危機意識を共有し、皆で真剣に考え、取り組んでいく必要があると思います。

環境負荷の観点から、廃棄物問題は大きな課題であり、産業廃棄物問題の解決は、21世紀における環境保全と産業の健全な発展に欠かすことのできない重要なテーマです。(財)産業廃棄物処理事業振興財団はまさにこうした問題に取り組むために産業界の協力のもとに設立され、

産業廃棄物処理施設の整備促進と不法投棄の防止等に関わる事業を推進しています。今後とも廃棄物問題の解決に向け、一層の貢献を果たしていくよう、期待しております。

私は経団連の副会長として環境問題を担当しておりますが、経団連では、最終処分場の逼迫やダイオキシン問題等を契機として産業廃棄物に対する関心が社会的に高まる中で、1999年12月に「環境自主行動計画」を策定し、産業界全体の2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績比25%の1500万トンに削減するという目標を掲げて取り組んでおります。この計画は、政府の産業廃棄物最終処分量の削減計画を受けて策定したものです。昨年実施した「経団連環境自主行動計画(廃棄物対策編)第3回フォローアップ調査」(2000年11月公表)では、参加28業種の1999年度産業廃棄物最終処分量実績の合計は2407万トンで、1990年度と比べ既に60%削減を達成しました。今後も引き続きフォローアップ調査を実施し、当初の削減目標達成に向けて努力していきたい

(社)経済団体連合会
副会長

大賀 典雄



と考えております。

循環型社会の形成促進を図るには、事務系一般廃棄物や消費者が廃棄する使用済み製品対策についても、産業界が果たす役割は大きいと考えております。企業は、事業活動に伴うあらゆる環境負荷の発生を自覚し、再資源化率の向上、廃棄物問題を解決するための新しい技術開発、リサイクル製品市場の拡大など、自主的な3R（リサイクル、リユース、リデュース）対策を進め、日常のビジネスの中で環境問題の解決をはかるよう努める必要があります。

同時に、リサイクル産業がビジネスとして発展していくための環境整備が重要です。現状では、廃棄物・リサイクルをめぐる規制の厳しさや国民の理解不足等もあって、リサイクルがビジネスとして成立しにくい環境があります。国・地方自治体には、一層の環境整備を求めています。

その一例ですが、2000年10月に開催された政府の産業新生会議において、経団連は、廃棄物処理施設とリサイクル施設を一体的に整備する「新資源産業センタ

ー構想」を提唱いたしました。この構想は、特に首都圏において、産業廃棄物施設やリサイクル施設などの「ハード面の環境整備」に加え、リサイクル促進の観点から現行法制度の見直しや国・自治体の積極的関与などの「ソフト面の環境整備」を実施する必要性を主張しております。本年5月、内閣に設置されました都市再生本部はこうした経団連の構想も踏まえて、都市再生プログラムに循環型社会の形成を位置付けており、実現に期待を寄せております。

我々の運命共同体の母船-the earth-地球を守るためには、政府や産業界、NGOといったセクターの枠を越えて、当事者間で情報をシェアし、連携して取り組んでいく必要があります。さらには国民ひとりひとりの理解と行動が大切です。「地球の未来」のために、生活環境の保全と経済発展の調和のとれた循環型社会の形成が求められており、産業界としても真摯に取り組んでいきたいと考えております。

（本年7月より、(財)産業廃棄物処理事業振興財団会長に就任）

特集

産業廃棄物の

不法投棄未然防止対策

(財)適正処理推進センターが事業を開始してから約 3 年が経過いたしました。不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等から、協力要請があったとき、資金の支援を行うことを主な業務としてまいりました。この間、地方公共団体や産業界から、不法投棄の問題を解決するのに、どのような方途があるのかの意見が多く出されました。当センターは、これらの多くの意見に応えるため、不法投棄が多量になる前の未然防止・拡大防止方策等の提言を行うことを目的として、関係者による「不法投棄未然防止検討委員会」(座長 大塚直早稲田大学教授)を平成 13 年 3 月に設け、今日まで 4 回に亘り審議を重ね、このたび報告書を取りまとめました。

この検討結果が、国、都道府県等において不法投棄の未然防止・拡大防止に資するマニュアルとして、広く活用されるよう期待するものです。

財団ニュース本号では「不法投棄未然防止対策特集号」として、報告書の概要と、委員等関係者の所感を掲載いたします。

不法投棄未然防止対策検討委員会 報告書のとりまとめにあたって



(財)産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 太田 文雄

『不法投棄未然防止対策検討委員会』及び同委員会における熱心なご討議を踏まえての同委員会報告書のとりまとめにあたりましてごあいさつ申し上げます。

当財団は、平成10年7月に廃掃法の『産業廃棄物適正処理推進センター』の指定を当時の厚生省（現：環境省）から受け、国と産業界からの出えん金を原資として、原状回復支援事業を実施しています。ご承知のとおり、この事業は、不法投棄等不適正な処分がなされたものが原因者不明もしくは、原因者の資力不足により、原状回復ができない場合、かつ、そのため生活環境上支障を及ぼす場合において、都道府県知事等の行う撤去等の事業の経費について、その費用の75%を『適正処理推進セ

ンター』が支援するというものであります。

『適正処理推進センター』は支援事業を開始してから約3年が経過しようとしております。その間、各都道府県等に支援を行ってきましたが、支援を継続していく間に、地方自治体や産業界から様々な声が出て参りました。不法投棄の問題を少しでも解決できるようには、どうすればいいか考えた結果、不法投棄問題の解決のためには、「不法投棄の抑制及び投棄現場の早期発見」と「不法投棄拡大防止措置の徹底」の実現が不可欠であると考え、標記の『不法投棄未然防止対策検討委員会』を立ち上げることとなった次第であります。

おかげさまで、熱心なご討議の結果、標記の報告書がまとめら

れましたが、今後は、当財団が指定を受けました『適正処理推進センター』では原状回復事業の資金面の支援を行うのみならず、不法投棄の未然防止対策の進展についても、各都道府県等に対しまして、今回の報告書等各種情報を提供していきたいと思っています。これにより、「不法投棄の防止に少しでもお役に立てればこれに勝る喜びはない」という願いでございます。

そういうことを考えながら、紙面では同報告書の概要をご紹介しますが、是非、関係者の皆様に本報告書を活用していただければ幸いです。

最後に、本報告書を取りまとめいただきました大塚委員長はじめ各委員の皆様及び環境省、警察庁、経団連等の関係者各位の皆様には厚く御礼申し上げます。

不法投棄対策の現状と課題

未来市民法律事務所 弁護士、理学博士

梶山 正三



（はじめに）

産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という）が不法投棄未然防止対策検討委員会（座長大塚直早稲田大学教授。以下「検討委員会」という）を設置し、この度その報告書がまとめられた。筆者も委員の一員として参加させて頂いたので、そこでの議論も含めて不法投棄対策の現状とその問題点、今後の課題等について所感を述べる。なお、筆者は全国各地でゴミ処理施設の建設・操業、不法投棄等をめぐる多くの住民紛争に関わっており、代理人として裁判に関与した事例も多い。ここで筆者の見解は上記立場や経験に基づいていることを最初にお断わりしておきたい。

（現状認識 - 紛争現場から見た場合）

不法投棄に関しては、刑事手続に至ったものについては検挙事例に着目した警察庁の統計数値があり、また、旧厚生省が各都道府県の報告数値を集計したものがある。

しかし、不法投棄のうち検挙されるものは、真の意味で「氷山の一角」にすぎないし、旧厚

生省の集計数値についてはさらに問題が多い。それは、「不法投棄」に該当するかという判断の難しい事例について、各都道府県によって取り扱いに大きな相違があると考えられるからである（不法投棄対策の難しさの一因として、このような法的判断の難しさが挙げられる。）。検討委員会において、行政担当者から自己の担当する県の数値に比較して、他県の数値が極めて少ないという所感が述べられたのはそれを裏付ける。

前記報告書にも述べられているが、不法投棄はいくつかのタイプに分けられる。筆者の認識では次の二つの区別が特に重要である。

行為者が不明又は判明しているが、権限なく他人の土地（又は公共用地等）に廃棄物を投棄するもの。

自己の所有地又は借地において、投棄するもの（行為者は所有者又は借地人であるから判明している）。

後者（ ）は、しばしば「保管基準違反」又は「処理の技術上の基準違反」との区別が困難である。そのため警察は検挙をためらい、保健所等は行政指導

などでお茶を濁しているうちにゴミの山はどんどん巨大化する。

筆者が各地の現場で見ているものの中では、このようなケースが量的には多いと思われるし、それらのほとんどが検挙や行政命令の対象になっていない。筆者が代理人になって不法投棄の刑事告発をした事例は数十件あるが、起訴されて有罪判決に至ったものはわずか2件である。しかし、その2件はいずれもこのような自社の事業所内の不法投棄であった。

（いったい何が問題なのか）

不法投棄には、このように「他人の土地への投棄」と「自己所有地への投棄」との二つのタイプがあり、一般的には前者が典型的な不法投棄と見られている。前者に対する対策が重要であることはいうをまたないが、後者に対する対策が今まで余り議論されてこなかったのは、不法投棄対策の盲点とも言えよう。

検討委員会での議論において、前者に対する議論だけでなく、後者の問題も取り上げられたのは一つの成果と言って良い。そこで議論された問題とそこではほとんど議論の対象にはならな

かったが、筆者自身は重要と考える点を含めて整理してみよう。まず、大きく分ける。

抜本的対策の欠如(法的不備)
現場対応の不徹底(見逃しと空振り)
限界事例に対応できないケース

上記は、そもそも「なぜ、不法投棄が行われるのか？」という根本的な原因に遡った法的整備がなされていないことをいうのである。これに関する問題は多岐にわたるし、詳しく論じているとこれだけで終わってしまう。ポイントに絞って述べる。次の3点である。

(ア) 排出事業者が不法投棄の責任(刑事責任、原状回復責任など)を負わない法的欠陥
(イ) ダンプング(適正処理不能料金)を抑制するシステムを有しない。

(ウ) 廃棄物の発生時において不法投棄を抑制する法制上の工夫がない。

上記の点は、法令の根本的な瑕疵に対する問い掛けであり、検討委員会ではほとんど議論の対象にはならなかった(筆者に問題提起の機会是与えられたが)。検討委員会においては現行法制度を前提とした防止対策がテーマだったからである。

上記(ア)は、91年、97年、2000年の廃棄物処理法の改正で相当の改善がなされたという評価があるが、筆者にはそのように考えられない。

上記(イ)は、適正処理が可能な料金を下回るダンプングが罷り通り、それによって優良業者

が締め出されることによる悪循環(悪貨が良貨を駆逐する)が、不法投棄を助長し、拡大する基本的な要因の一つという認識によっている。公共料金に準じた最低料金制度が必要なゆえんである。

上記(ウ)は、例えば、建築物解体時に発生する解体廃棄物の場合に、建築確認に相応する解体確認(許可)の制度を作り、それによって解体廃棄物の処理業者の特定、契約書の提出などを義務付けて適正処理を当該時点で保障させるものである。同様のシステムは、他の産業廃棄物においても可能である。2000年に成立した建設資材リサイクル法で若干取り入れられた部分もあるが、全く不十分である。

以上述べた前記に関する論点と異なり、前記とは検討委員会の議論のテーマであった。まず、に関しては、不法投棄に対する行政や警察の対応が不徹底ではないかという問題である。これにもいろいろな態様があるが、次のように分類できよう。

ア 不法投棄に対して、県行政や警察が全く対処できていない(完全な見逃し)。

イ 県行政や警察は不法投棄に対して対応しようと努力しているが、現実には有効な手が打てない(空振り)。

ウ 行政は不法投棄を把握しているが、それに対して、行政指導等のみで、行政命令や刑事告発などの徹底した手を打っていない(対応の不徹底)。
筆者の経験する限りにおいて、

日々発生する無数の不法投棄の事実を住民等が保健所や警察に通報しても、多くの場合調査や捜査もされない。

上記アは、それを指摘するものである。その主要な原因は頻発する不法投棄に対して、取り締まる側の圧倒的な「人手不足」が挙げられよう。これだけ「環境の時代」といわれながら環境部門における人材と予算の不足は目に余るものがある。

上記イは、不法投棄行為を警察や行政が一応は把握して、その摘発を試みるが、人目につかない深夜や、摘発・監視の目をくぐり抜けて不法投棄が巧妙に継続されるような場合をいう。犯人は事実上分かっているが、「現行犯」として検挙できない場合などもこれに含まれる。日経エコロジーの2000年7~9月号に連載された銚子市の不法投棄事件などはその典型的な例である。

検討委員会の議論は上記ケースへの対策に関して相当の時間を割いて行われた。GPSを用いた不法投棄現場位置の迅速な確認と通報、自動監視装置(モニター)の設置、不法投棄頻発地への道路の封鎖、通行制限、警告看板の設置等である。

上記ウは、一言でいえば「対応の甘さ」ということである。ただし、後述する「不法投棄に該当するか法的判断が難しい」という理由で躊躇するケースもあることは事実であるが、ここでは、そのような場合は除外して考える。

行政が、行政命令を果敢に発

令すれば、悪質な行為を将来にわたって抑制できると思われるケースであって、同様な行為が何度も繰り返されているのに、行政指導に止まり行政命令に至らない（そのため刑事告発や許可取消等ができない）という事例は筆者も多数経験している。

なぜ、行政命令の発令がそれほどまでに躊躇されるのか？ 検討委員会の議論では次のような理由が挙げられた。

第一に、改善命令（廃棄物処理法 19 条の 3）は、法解釈上自社処分者や許可業者に対しては出せるが、無許可業者には出せない。

第二に、措置命令（同法 19 条の 5）は、行為者が命令に応じない場合には、必然的に行政による代執行の必要性が出てくるので、それだけの覚悟がないと出せない。

しかし、筆者には上記いずれも発令を躊躇させる十分な理由とは到底考えられない。改善命

令が無許可業者には出せないという法解釈自体に疑問がある（理由を述べる余裕はないが）。そして、措置命令は、91 年の改正時にそれまでの「生活環境の重大な支障又は支障の生ずるおそれ」という発令要件から、「重大な」を外して、発令が躊躇なくなされるように改正されたという経緯がある。旧厚生省の説明もそうであった。

措置命令は相手がそれに応じない（又はその能力がない）場合に行政代執行をしなくてはならないという前提で発令の判断をすべきではない。行政代執行の要件は別個に判断すべきであって、現実にもそのように処理されている（措置命令が出たままいつまでも放置されている現場が多い）。香川県豊島のケースでは、刑事記録に明らかのように、県担当者は、業者が「恐くて」行政命令を出したり、許可取消をしたりという当然の行為ができなかった。また、和歌

山県橋本市の日本工業所事件では、多量の不法投棄を行政が黙認していたが、それには行政担当者が業者から収賄していた事実が明らかになった（有罪判決が確定）。筆者の体験では、「ただちに行政命令を出すのは、業者に気の毒」という述懐を担当者から聞かされたことも何度かある。

行政命令を躊躇するのは、基本的には行政の怠慢のなせる業ではないかと筆者は考えている。

さて、前記 であるが、これは冒頭に述べた「自社の事業所内」での不法投棄のケースが大変多い。具体的なケースをもとにして述べよう。（写真参照）

新潟ケースは（写真 1）、安定型廃棄物以外は「野ざらしにしてはいけない」という保管基準違反及び「量的」な保管基準違反、廃棄物の飛散を防ぐ措置が講じられていないなどの多数の基準違反が認められる。さらに態様としては、焼却灰を地表



千葉ケース 自社事業場内で野焼きをし、その燃え殻をそのまま穴を掘って埋めている状況を示している。（写真 2）



新潟ケース 自社事業場内に焼却灰や廃棄物を多量に積んだ状況を示す（焼却灰の山の高さは約 5m、写真に写っていないが、廃材等の山は約 20m に達している）。これらはいずれも、約 2 年間放置されてきた。（写真 1）

にそのまま放置し、2年間も野ざらしにするという極めて悪質な態様のものである。

千葉ケース（写真2）は、焼却灰のように有害性の高いものをそのまま素堀の穴に埋めるといふ、さらに悪質な違法行為である。

不法投棄と保管基準違反、処理の技術上の基準違反との区別は、確かに一義的に明確なものではない（紙数の都合で詳論しない）。それが、上記の2つのケースで行政がこれを不法投棄と断じるのを妨げ、度々の刑事告発にも拘らず警察が動かなかった理由かもしれない。

筆者は上記2つのケースは、いずれも「ゴミをみだりに捨てる」ものとして法16条に該当するものと考え（他のケースで筆者が代理人として告発した事件は千葉ケースと同様であるが、不法投棄として有罪判決が確定した）。

「不法投棄がそれとも各種基準違反に止まるか」という解釈の違いは、直罰規定の有無という違いであって、後者であっても行政命令が可能なのだから、その相違に大きな意味はないという考えもある。しかし、行政が行政命令の発令を躊躇するという現実のもとで、その相違は確かに大きいのである。

不法投棄については、このような限界事例が大変多いために、それを摘発すべき行政や警察を躊躇させ、それが行為のエスカレートと悪質化の素地を形成している。

なお、不法投棄だけに関する

問題ではないが、廃棄物処理法による種々の規制を骨抜きにするものとして、「有価物」を廃棄物から除外する法解釈や自社処分に関して、業の許可を不要とし、マニフェストの適用を排除し、処理量の報告に関して受託業務との間に差異を設けている点などを指摘しておきたい。

（不法投棄対策のキーポイント）

既に述べたことから、筆者の述べようとする不法投棄対策のポイントは自ずから明らかであろう。対策としては、法的整備を主とする抜本的なものと、当面の現場対応の問題と区別する。

まず第一に、抜本的な対策としては既に述べたように、排出事業者責任の明確化と強化、廃棄物発生時点における適正処理の保障システムの整備などが重要と考えるが、それに次の点を付け加えたい。

不法投棄概念の明確化と悪質な保管基準違反や処理の技術上の基準違反等に対する直罰規定

有価物除外解釈の排除と廃棄物概念の見直し

自社処分における他社処分（受託処分）との区別（マニフェスト、業の許可等）の見直し

第二に、当面の現場対応としての対策であるがこれについては、検討委員会の報告に要領よくまとめられており、その内容に特に異論はない。しかし、問題はそのような対策の現実の効果と対策を実現するための方法である。

（これからの課題）

以上述べた対策を実現するための現実の課題は何であろうか？

前述した第一の抜本的対策としての法的整備に関しては、国の役割が本来重要である。しかし、筆者としては、都道府県や市町村が率先して条例化で対応することを勧めている。現場の事実を把握しているのは、身近な自治体であり、必要性を実感しているのもそうである。地方分権の時代にもマッチするであろう。

第二の当面する対策としては都道府県等に大幅な予算措置の確保、担当者の人員の大幅な増員、さらには、強かな不法投棄者に負けずに対応できる職員のトレーニングの強化等が望まれよう。

第三に、第一の点と関連して排出事業者の自覚的対応が強く求められる。自社が委託した廃棄物が不法投棄されても「うちに責任はない」というような時代錯誤の考えは捨てるべきである。法的には連帯責任が規定されていなくても、そのような社会的責任があることは確かである。

第四に、財団に求めたいのは自治体担当者や地域住民の悩みを吸い上げて、排出事業者や国の担当者に伝え、法令の整備や排出業者責任の強化や自覚を促すことである。中央官庁の外郭団体にはその存在意義さえ疑いの眼で見られるものが少なくないが、財団が上記の点でリーダーシップが発揮できれば、そのような心配はないであろう。

不法投棄未然防止対策検討委員会報告書(概要)

平成 13 年 8 月

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

【検討目的と検討経緯】

不法投棄を初期段階で発見したにもかかわらず、結果として投棄量が多量になってしまうことが散見されることについて、多量になる前の未然防止・拡大防止方策の提案と、行政指導実施上の課題等について整理することを目的として、計4回の委員会を開催し、報告書を取りまとめた。

また、本検討結果は、環境省・都道府県等において、不法投棄の未然防止・拡大防止や不適切な保管等に対する行政指導についてのマニュアルとして、広く活用されることを期待するものである。

とくに不法投棄の多い都道府県等では、本報告書に沿って方策を実施することにより、大きな効果が得られるものと考えている。また、都道府県等が本成果に沿って方策を実施する際には、(社)全国産業廃棄物連合会の各都道府県支部と情報交換、ボランティア活動への支援、協同パトロール等の連携を行うことで、より効果的なものになることが考えられる。さらに、これら都道府県等における方策実施を促すための国の各種支援(助成等)も望まれるところである。

当財団としても、運営協議会からの指摘にもあるように、不法投棄量の少ないうちでの措置命令の発動や未然防止・拡大防止策の実施という本来の目的のために本報告書が広く活用されることを希望しているところである。

【検討委員】 (印:委員長) (敬称略)

- 大塚 直 (早稲田大学法学部教授)
- 鈴木 道夫 (橋元総合法律事務所弁護士)
- 梶山 正三 (未来市民法律事務所弁護士)
- 猿田 忠義 (茨城県生活環境部廃棄物対策課係長)

- 岡 岩繁 (京都府企画環境部不法投棄特別対策室長)
- 小川 功 (千葉県健康福祉部茂原保健所副技監)
- 寺田 順之 (群馬県環境生活部生活環境課産業廃棄物対策推進室主任)
- 鳥居 圭市 (社団法人日本化学工業協会常務理事)
- 土屋 康治 (エスバイエル株式会社生産本部安全管理担当)
- 吉岡 茂平 (社団法人日本自動車工業会理事)
- 大塚 元一 (社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事)

オブザーバー

- 粕谷 明博 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長)
- 鍋木 儀朗 (前環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長)
- 岡本 道和 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長補佐)
- 栗野 友介 (警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長)
- 高橋 秀夫 ((社)経済団体連合会 環境・技術本部長兼地球環境・エネルギーグループ長)

【検討結果の概要】

1 不法投棄の分類と対策の方向性

不法投棄の嫌疑がかかるものは種々多様なケースがあるが、発覚当初で大別すると、次のように

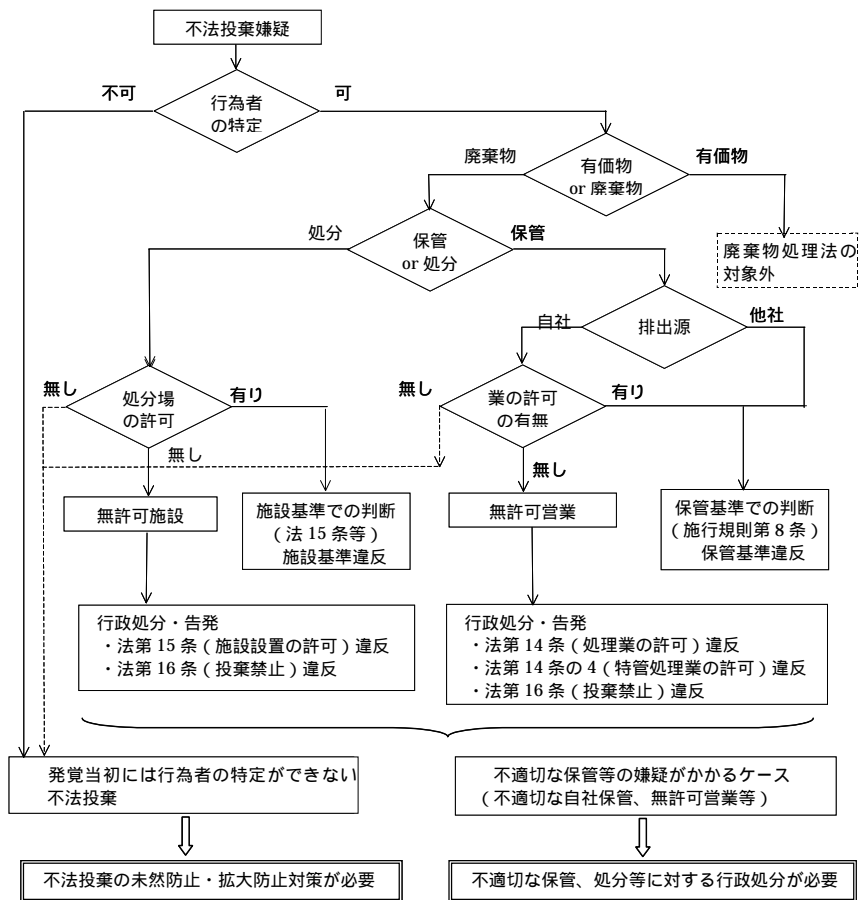


図 - 1 不法投棄の分類と対策の方向性

なる。

発覚当初には行為者の特定ができない山間部等での不法投棄

不適切な保管等の嫌疑がかかるケース（不適切な自社保管、無許可営業等）

また、このケースについては、行為者が投棄物を有価物と称したり、自社保管と称したりするためとくに多様であり、現場で、有価物が廃棄物か、放置か保管か、排出源は自社か他社か、等について特定して不法投棄か否かを明らかにしていく必要のあるものである。

このような観点で、事例をもとに不法投棄を類型化したのが、図-1である。

本報告では、別に具体的な対応策について検討した。

への対応策は本報告「2 本報告書で紹介、提案した不法投棄の未然防止・拡大防止方策」への対応策は同「3 不適切な保管等に対する

行政指導について」に示す。

2 本報告書で紹介、提案した不法投棄の未然防止・拡大防止方策

(1) PDA(携帯情報端末)を活用した現場監視システム

システムの概要

PDAを活用した現場監視システムは、環境省が平成12年度に実証試験を行うこととし、栃木、青森、山口の3県で試験運用された。栃木県で本年度から本格運用している。

このシステムは、不法投棄の疑いのある場所や立ち入り検査した処分地などの映像を、携帯情報端末に内蔵されたデジタルカメラで撮影し、さらに現場で投棄された産業廃棄物の種類や量、周辺環境への影響などを携帯情報端末に入力することにより、画像とともに携帯電話で、県庁内に設置されたモニター用パソコンにリアルタイムで送信

するものである。

同時に、携帯情報端末に内蔵されているデジタルカメラで撮影し、衛星を使って地上の位置が分かる全地球測位システム(GPS)によって、現場の位置(緯度、経度)を送信することが可能であるので、正確な位置をモニター画面の地図上で確認できる。

システムの効果

栃木県では、画像に加え、現場からデータや位置情報がリアルタイムで送られるため、調査、指導の立ち上がりが早くなること、データが蓄積されることにより対策立案がしやすくなるなどの、効果を指摘している。

また、携帯情報端末は取扱が容易なことから、廃棄物担当者以外の例えば水源管理をしている水道局の担当者、現地を回ることの多い自然保護事務所の担当者等により、不法投棄を発見したときに情報を送信することが可能であり、広範囲な監視が可能になると考えられる。

費用

- ・情報端末の価格

1個：約8万円(需要拡大、技術開発競争にともなう低価格化が期待されている)

- ・システム整備費等

年間約850万円(サーバ設置、データベース参照用端末(1台)設置、保守費用等、3年リースとして試算) 栃木県への導入価格ではない。

(2) 無人監視撮影装置を利用した搬入監視システムの紹介

不法投棄の早期段階での発見・監視や、不適切な保管場所等の監視を目的とした方策の例として「無人監視撮影装置を利用した搬入監視システム」を紹介した。その概要は次のとおり。

システムの概要

無人式のリモート局(監視撮影装置：太陽電池で作動)で、不法投棄の行為者を検知(人体検知センサーによる)して、そのときの映像を自動撮影し、PHS または携帯電話を通じて、基地局に画像伝送するシステム。

音声メッセージによる行為者への警告や、巡回車両等(移動基地局)からの監視も可能。

システムの効果

- ・人体検知センサーによる監視のため、夜間、休日を含めた24時間監視可能。
- ・基地局に撮影画像が電子データで蓄積されるため、対策の立案等に効果的。

(3) 具体的不法投棄未然防止・拡大防止方法の提案
不法投棄の拡大防止方策として、道路への巾杭



装置外観

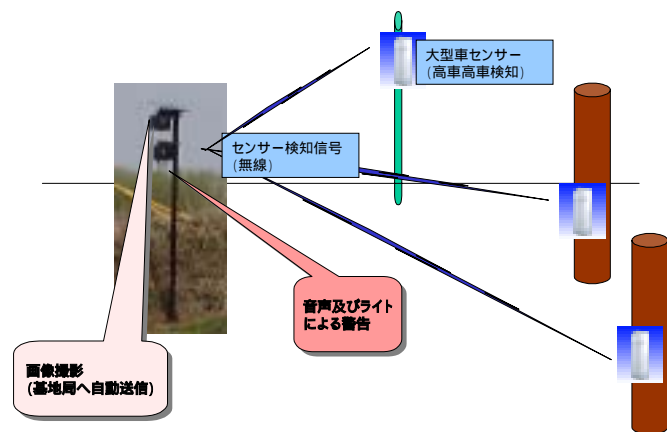


図 - 2 提案した高度監視システムの概要

打設により不法投棄車両の通行制限を行い、同時に不法投棄者による巾杭の破損行為の監視や威嚇を目的としたセンサーを設置する方策を提案した。方策として、基地局へ画像転送が可能な高度システム、現地での警告のみを行うシステム、の2つを提案した。

高度監視システム（基地局への画像送信可能）
簡易システム（音声及びライトによる警告のみ）

図-2の左端（リモート局）に、画像撮影（基地局への自動送信）装置がないシステム。

【システムの概要】

- 1) 監視対象現場にリモート局（カメラ）を設置
- 2) 大型車両進入防止杭（巾杭）等にセンサー（無線式）を設置
- 3) 杭に対する撤去行為並びに大型車両進入時に

センサー感知により静止画像を撮影し、携帯電話回線等により撮影画像を基地局へ伝送
注1) 夜間は、赤外線投光器による白黒高感度撮影を行う。

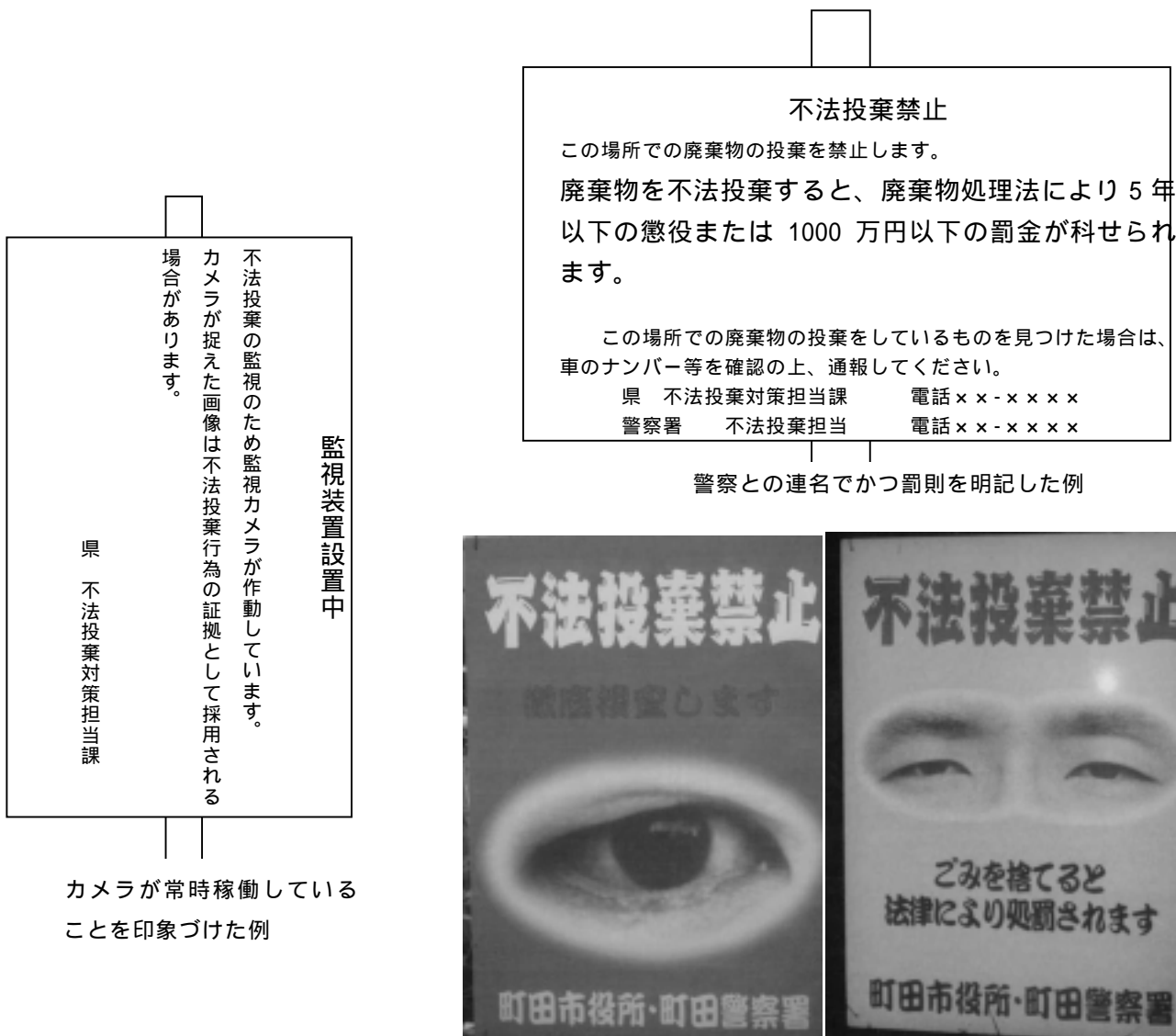
注2) 巡回車両等に移動基地局（ノートパソコン使用）を搭載可能

4) センサー感知時に、進入防止の警告音の発生、ライト点滅等

なお、簡易システムは、上記のうち、1)、3)を割愛したもの。

<参考> 警告看板

巾杭付近等に設置する警告看板について、自治体へのヒアリング等により効果的と考えられるものを調べた。

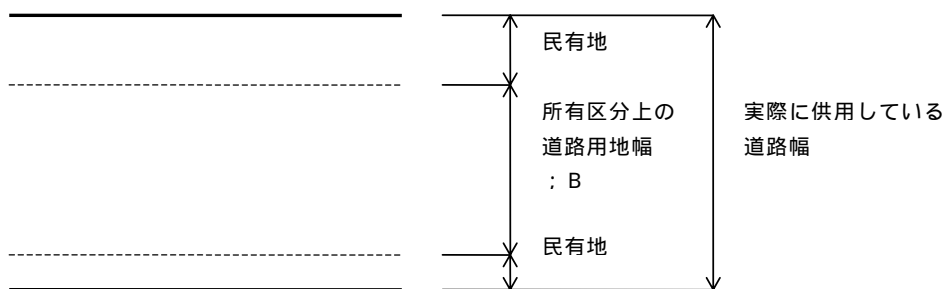


カメラが常時稼働していることを印象づけた例

警察との連名でかつ罰則を明記した例

町田市の不法投棄禁止看板

図 - 3 警告看板の例



上図の道路の場合、車両制限令第6条第2項により、 $B / 2$ を超える車両の通行を制限できる。

図 - 4 市街地外の道路での車両制限

その結果、次のような点を考慮して警告看板の作成、設置を行うことが効果的と考えられる。

一般に看板に警察署名を入れた方が効果的と考えられるが、警察署名を入れるには警察との協議が必要。

カメラが常時稼働していることを印象づけた方が効果的である。

警告内容は、次のような常時監視下にあるということ的印象づけられる内容が効果的。

・「不法投棄の監視のため監視カメラが作動しています。カメラが捕らえた映像は不法投棄の証拠として採用される場合があります。」

・「不法投棄の監視のため監視カメラが作動しています。カメラが捕らえた映像は監視本部へ伝送されています。」

警告看板の例を図-3に示す。

(4) 巾杭打設時の通行制限についてのケース別対応方法

過去の通行制限についての判例や弁護士資格を有する委員の見解をもとに、通行制限についてのケース別対応方法について以下のとおり整理した。通行制限による効果が想定できる場合は、不法投棄の早い段階で、以下に沿って積極的に通行規制を行うべきである。

市街地外での通行制限

幅員の狭い道路では、車両制限令第6条第1項により、概ね300m以内に待避所がある道路では幅員から0.5mを減じた幅以上の車両は通行を制限できる。また同条第2項により、第1項

に該当しない道路では、幅員の2分の1を超える車両の通行を制限できる。

なお、しばしば本来の道路用地と私有地が一体となって広い幅員で道路として利用されているケースが存在するが、このような場合は、私有地と道路用地の境界を明確にしたうえで、私有地を除いた道路用地の幅員をもとに通行を制限することができる。【図-4参照】

(道路法に基づく車両制限令第6条第1項及び第2項、新潟県三和村の判例による)

林道、農道での通行制限

特定の目的で設置された林道、農道では、その目的と異なる目的をもって通行しようとする者に対しては、道路管理者が通行を制限できる権限を有していると考えられる。

(京都府美山町の判例による)

私道での通行制限

一般の通行に供していない私道では、地権者の所有権に基づき、占有使用妨害により不法投棄車両の進入を制限できる。

広く一般の通行に供している道路

道路使用歴や使用実態からみて、広く一般の通行に供している道路においては、通行車両が例え不法投棄目的であったとしても、それだけの理由で通行制限することはできない。このためこのような道路から不法投棄現場へ通じる取り付け道路等について上述した方法により通行制限の可能性について検討する必要がある。(道路法第46条、第47条による)

通行制限にあたっての留意事項

通行制限にあたっては、場所によっては緊急

車両の通行ができるよう対策(杭構造の工夫等)が必要である。

(5) 不法投棄拡大防止策の概算費用

費用対効果のよい不法投棄拡大防止策を講ずるためには、各自治体の不法投棄の程度に対応した対策を選定することが必要となる。

また、定置式カメラやセンサーは高価であるこ

と、一定期間のみの設置で効果を得られる場合が多いことが想定されること等から、リースによる設置が可能であれば、費用確保もしやすくなる。

このため、不法投棄対策のレベル別の費用とリースによる場合の費用について、対策実施機関等へのヒアリング等を行って表-1 のとおりに整理した。

このうち、通行制限が可能な場合には、速やか

表 - 1 不法投棄防止対策の組み合わせ例と費用

拡大防止対策レベル	看板の設置	巾机とセンサーの併用 【通行制限可能な場合に対応】		定置式カメラ 【不適切な保管等の監視等に対応】	その他		
		警告のみの簡易システム	基地局への画像送信システム		巡回委託(民間警備会社)	上空監視	衛星画像の利用
単価 (工事費込み)	約7千円/枚 注1	約60万円/台	約350万円/台 注3	約350万円/台	約18~24万円/週 注5	約750万円/2時間/回 注6	未定
リースの場合		約30万円/2週間 注2		約80~90万円/2週間 注4			
1							
2			通行制限が可能な場合に速やかに対応すべき拡大防止策				
3							
4							
任意 a			不適切な保管等嫌疑がある場合に、不法投棄実証のための最適策				
任意 b							
任意 c							

注1 札幌市へのヒアリング結果による

注2 設置・撤去費含む

注3 センサーによる撮影機器、音声・ライトによる警告装置付(設置・撤去費含む)

注4 稼働1ないし2週間(設置・撤去費、写真通信費、保守管理費を含む)

注5 1回8時間、料金は巡回範囲により異なる。夜間休日も同料金

注6 栃木県の事例より(1回2時間、へりのチャーター料撮影画像の転送費を含む)

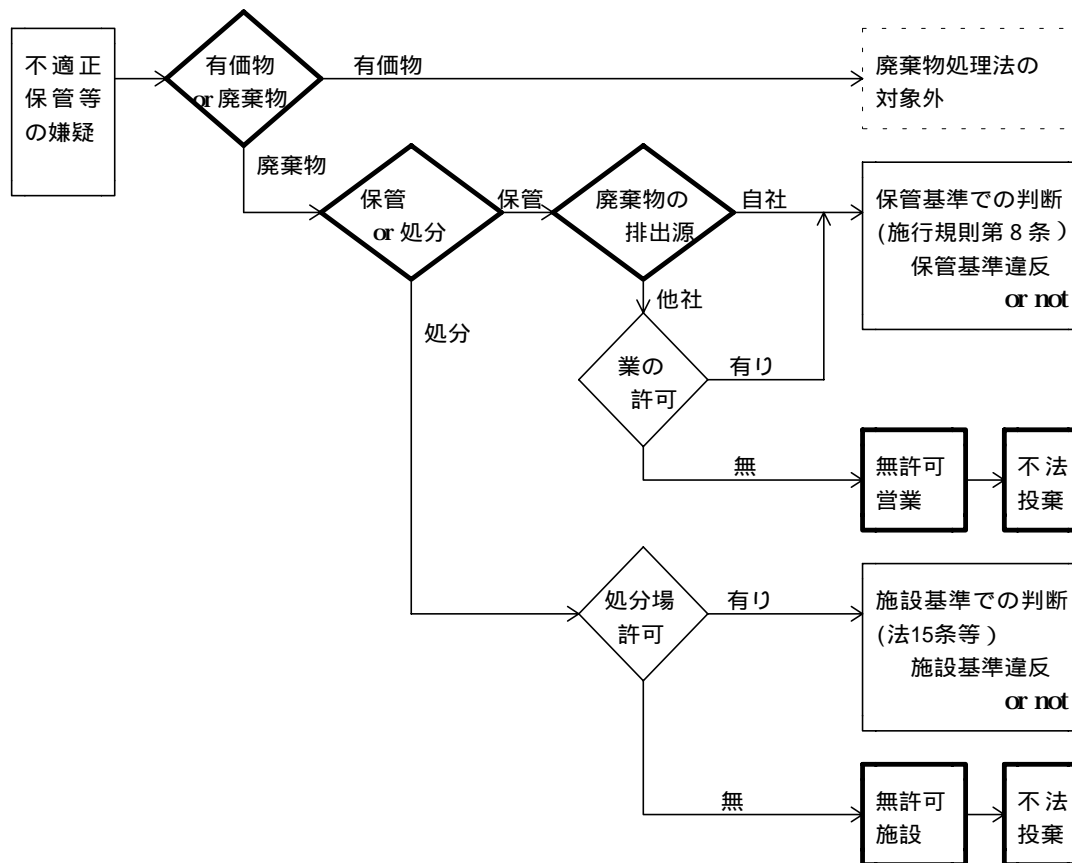


図 - 5 不適切な保管・処分についての判断の手順

に表-1の「拡大防止対策レベル2」のセンサー反応による現場での警告システムを設置することが効果的であり、不適切な保管等の監視を行う場合には、表-1の「拡大防止対策レベル4」の定置式カメラとこれを補完する民間警備会社への巡回委託の併用が推奨できる。なお、警告システムや定置式カメラを長期間設置する必要がない場合は、リース方式による設置も可能である。

3 不適切な保管・処分等に関する対応

(1) 不適切な保管・処分のケース別判断手順

不適切な保管等の嫌疑がかかるケースについて、その判断を行う手順について図-5に示す。

(2) 判断の方法等

有価物と廃棄物の判断

「行政処分の指針について」(環境省通知・平成13年5月15日)及び「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」(厚生省通知・平成12年7月24日)に基づき判断(以下抜粋)。

有価物と称する廃棄物の不適正処分については、平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」を参考に客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意志を判断するなどして廃棄物に該当するか否かを判断されたいこと。

(以上、「行政処分の指針について」より)

- 1 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断すべきものであること。
- 2 占有者の意志とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意志であること。
- 3 占有者において自ら利用し、又は他人に有償

で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。

4 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意志を判断すること。

(以上、「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について(衛環第65号)」より)

実際の判断方法としては、法第18条報告徴収(無許可業者も対象になる)、法第19条立入検査(無許可業者、無許可設置施設も対象になる)により、金銭の授受の有無、その物の性状、保管の方法、経済的情勢等から、判断することになる。

なお、上記通知にあるとおり「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」(資料5参照)に示されている考え方は、使用済みタイヤ以外の産業廃棄物に対しても適用されるものである。

保管と処分の判断

保管と放置の判断は、「行政処分の指針について」及び「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」(厚生省通知・平成12年7月24日)に基づき判断する(以下抜粋)。

保管と称する廃棄物の野積みについても、同通知(平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」)を参考に客観的に放置の意志が認められるか否かを判断されたいこと。

(以上、「行政処分の指針について」より)

廃棄物であると判断される場合において、長期間にわたりその放置が行われているときは、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意志が認められるか否かを判断し、これが認められる場

合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。

(以上、「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」より)

1 前期通知における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げることができること。

(1) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土留め、セメント原料又は燃料として利用するなど使用済みタイヤを自ら利用するものであって、これらの目的に加工等を行うため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。

(2) 前記(1)のとおり利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するものであって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。

2 前記通知における「長期にわたりその放置が行われている」とは、概ね180日以上長期にわたり乱雑に放置されている状態をいう物であること。

(以上、「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」(衛環第95号より))

実際の判断方法としては、法第18条報告徴収、法第19条立入検査により、保管期間、保管方法等を把握し、これらをもとに保管と処分を区分することになる。

産業廃棄物の処分と判断されれば、処分場許可がない限り無許可施設となり、違反行為となる。産業廃棄物の排出源の確認

不適正保管嫌疑の場合、保管している産業廃棄物の排出源が自社のみであれば法施行規則第8条の保管基準に違反するかどうかの判断になり、排出源が他社分も含まれる場合には無許可営業か否かの判断となる。

排出源の確認(自社物の確認)は、法第18条報告徴収、法第19条立入検査により行う。具体的には事業者の有する施主等との契約書をもとに、自社契約分の産業廃棄物量を推定し、こ

の量と実際の産業廃棄物量との突き合わせにより判断する。ただし、契約書が偽造されることも想定されるため、定期的な契約書の確認などにより産業廃棄物の発生源を確認する必要がある。また現地への監視カメラ設置等による継続的な搬入量調査等も有効な方法である。

なお、契約書による確認ができない場合（契約書の紛失、隠蔽等）の発生源確認方法としては、法第 19 条の立入検査による産業廃棄物の「収去」による方法がある。

保管基準違反についての判断

産業廃棄物の排出源が自社である場合は、産業廃棄物保管基準を遵守しているか否かが違反行為の有無の判断となる。

法施行規則第 8 条の産業廃棄物保管基準の概要は、周囲に囲いが設けられ、見やすい箇所に掲示板が設けられていること、保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置が講じられていることとなっている。

産業廃棄物の保管高さについては、囲いの下端から 50%の勾配を有する面の交点のうち最も地盤面に近い高さであること等が示されている。施設（最終処分場）の技術基準違反についての判断

法第 15 条（産業廃棄物処理施設の許可）「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により判断する。

(3) 違反行為等に対する行政指導等について

無許可営業、無許可施設の不法投棄と判断された場合は、都道府県等では、「行政処分の指針について」（環境省、平成 13 年 5 月）に沿って、行政処分を不法投棄の初期の段階から速やかに実施する。

4 今後の検討課題

本報告は、不法投棄の未然防止・拡大防止方策及び不適切な自社保管に対する行政処分の課題等について検討をし、まとめたものであるが、本報告でふれていない不法投棄に関する今後の検討す

べき課題としては次のものがあげられる。

悪質組織的な不法投棄への対応

悪質・組織的な不法投棄現場では、提案した巾杭を覆面等により行為者が特定できない状態で破壊されることも考えられるため、このような不法投棄への警察との連携方策について検討する必要がある。

自治体等での対策費用のスムーズな確保方法の検討

自治体へのアンケート結果では、多くの自治体で不法投棄対策の予算確保についての難しさを指摘している。財政部局への対策の効果説明、予算計上部署の明確化や費用の確保方策等についても今後検討していく必要がある。

関係者への法制度等に関する教育・研修の徹底

不法投棄に対応するためには、法制度についての十分な理解が必要であり、排出事業者、処理業者等に対する教育・研修が必要である。

なお、現在、当財団では排出事業者に対する研修制度について計画中である。

基金制度を利用した原状回復案件における原状回復の範囲の検討

行為者不明等の不法投棄の原状回復を行ことを目的とした当財団で運営している「産業廃棄物適正処理推進基金」による原状回復支援事業については、その事業規模の範囲については明確な規定がなく、案件毎に対応している状況である。このため、同基金制度についての、原状回復の範囲（支援の対象範囲、跡地利用の制限等）について今後検討していく必要がある。

財団の動き

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

良質な処理施設と健全な業者育成を 平成13年度事業計画

財団の第38回理事会が去る3月23日、財団で開かれ、平成12年度収支予算の変更と、13年度事業計画、収支予算および役員等の一部選任につき審議された。

13年度事業計画の主な内容は以下の通り。

1 債務保証事業

民間処分業者からの保証の申し出に対し、関係官署からのヒヤリングを含めた現地調査、収支計画、返済計画の十分な検討工事請負契約書のチェック等行うことで良質な処理施設の建設と、健全な処分業者の育成を目指す。

さらに、既往保証先に対し金融機関との連携を密にするなど業況把握の徹底を図るとした。

2 振興事業

PCB廃棄物処理対策

経済産業者評価のPCB廃棄物の新処理技術の基準化の検討、及び収集運搬の技術の基準化の検討を行い、PCB

処理技術資料集に追加する。

さらに、PCB廃棄物使用保管状況調査として、PCBを含む電気機器の使用、保管状況調査を実施する。

3 産廃適正処理推進事業

改正廃棄物処理法施行日(10.6.17)以後に不法投棄された産廃の原状回復事業を行う都道府県等からの協力要請があったとき、適正処理推進基金により対応する。

また、同法施行日(10.6.17)前に不法投棄された産廃の原状回復事業を行う都道府県に対しては、上記基金に国から繰り入れられた資金により対応する。

4 情報検索システム事業

排出事業者が委託業者を適切に選択できる手段を提供するため、インターネットを介して産廃処理業者の許可情報を検索できるシステム「産廃情報ネット」を運営すると

もに、経営情報の保守管理を行うほか、産廃に関する行政情報、統計データの積極的な掲載、関連業者より広告掲載を呼びかけ広告料収入を得る方策を検討する。

以上のような事業計画を実施するため、13年度予算として、約49億8千万円の収入、支出額を計上した。

なお、理事会に先立ち、第29回評議員会を3月22日に開催、前述の事業計画、収支予算につき審議、承認された。

人事案件(平成13年3月23日付)

理事の新任

泉澤 秀一(財団技術部長)

企画・運営委員

新任者 西堀 利

(富士銀行企画部長)

前任者 石川 宣博

新任者 山田 充

((社)日本電機工業会環境保全委員会委員長)

前任者 佐藤 亜紀

適正処理推進センター運営協議会委員

新任者 吉岡 茂平

((社)日本自動車工業会理事)

前任者 香川 勉

新任者 寺町 久志

((株)竹中工務店生産本部安全環境部長)

前任者 塚本 恵朗



理事会(13.6.22)で挨拶する太田理事長

財団会長に大賀典雄氏就任

—平成12年度決算理事会—

財団の第39回理事会が6月22日に開かれ、平成12年度事業報告、収支決算、一部役員を選任が行われた。

主な事業報告の内容は以下のとおり。

1 債務保証事業

12年度は新規実行はなく、今迄の累計は、23件、保証実施額209億円、残高で153億円、求償権3億円となった。

債権管理強化のため、既往保証先の債権分類を行い、管理の強化を図った。

2 振興事業

P C B 容器処理の事情を調査するため、視察団を編成、12年9月にアメリカ、カナダの政府機関、P C B 処理・保管する企業を訪問調査した。

P C B 収集運搬技術の基準化の検討、P C B 廃棄物紛失状況調査を実施した。

3 産廃適正処理推進事業

改正廃棄物処理法施行日以後に不法投棄された産廃の撤去等原状回復事業への支援を長野等4県に行った。

また上記施行日前に同様の原状回復事業への支援として、基金に繰り入れられた国の補助金より秋田他7県市に補助を行った。

4 産廃情報ネット事業

平成12年12月より供用を開始したネットは順調に伸び、今後の効果的な運営・管理の

検討が進められた。

役員等の選任

去る5月、辻 義文氏（日産相談役）が経団連副会長を退かれたのを機に財団会長を辞任した。後任に経団連副会長の大賀典雄氏（ソニー取締役会議長）が6月22日の理事会で財団会長に選任された。辻氏は財団の二代目の会長として約4年、会長としてご活躍いただいた。

その他の人事異動関係は、
常務理事

新任者 永松 恵一

((社)経済団体連合会常務理事)

前任者 太田 元
理事

新任者 西川 善文
(全国銀行協会副会長・三井住友銀行頭取)

前任者 山本 恵朗
監事

新任者 森下 洋一
((社)電子情報技術産業協会会長・松下電器産業会長)

前任者 庄山 悦彦
評議員

新任者 腰原 敏夫
((社)日本環境衛生工業会理事・日本鋼管常務取締役)

前任者 樋口 成彬
企画・運営委員

新任者 永松 恵一
((社)経済団体連合会常務理事)

前任者 太田 元

新任者 石田 浩二

(三井住友銀行常務執行役員経営企画部長)

前任者 西堀 利

新任者 阿部 康一

((社)日本建設業団体連合会常務理事)

前任者 塚本 恵朗

適正処理推進センター運営協議会委員

新任者 赤間 信彦

(宮城県環境生活部長)

前任者 加藤 正人

なお、理事会に先立ち、第30回評議員会が6月21日に開かれ、前述の事業報告、決算報告、規則の改正、役員等の選任について審議、承認された。

人事案件の追加(7月23日付)
評議員

新任者 加納 正弘

(環境事業団理事)

前任者 佐藤 隆三

新任者 赤星 経昭

(東京都環境局長)

前任者 中野 英則

企画・運営委員

新任者 鳥居 圭市

((社)日本化学工業協会常務理事)

前任者 田中 康

産廃情報ネット運営パネル設置

産業廃棄物業者の許可情報を検索するシステム『産廃情報ネット』は、平成12年12月より今日まで順調に稼働しています。

今年度4月には、学識者等から構成する「産廃情報ネット運営パネル」を設置しました。これは、産廃情報ネットの運営に関して、利用者の立場、また外部の客観的中立な立場からのご意見を求めることを目的とする評議機関で、年3回程度の会合をもち、意見交換を行って頂くものです。メンバー構成は下記のとおりです。4月11日に、第1回会合をもちました。

古市 徹
北海道大学大学院工学研究科
教授

北村喜宣
上智大学法学部 教授
黒井尚志
フリージャーナリスト

竹内 敏
(財)日本産業廃棄物処理振興
センター教育研修部長

東方綾子
(社)全国産業廃棄物連合会
事業課長

片山和俊
(株)熊谷組 品質・環境管理
部環境グループ課長

大歳幸男
旭硝子(株)品質環境安全部

主幹技師
宮崎元伸
福岡大学医学部 助教授

産廃情報ネットは、現在のところインターネットでのみサービスを提供しているところですが、今秋よりファックスを使用したデータ登録やデータ検索サービスを提供することとなりました。これにより、インターネットを使用する環境にない処理業者の皆様からもデータ登録を受けつけられるようになります。また、事業者においてもファックスさえあれば、インターネットを使用しないでデータ検索が行えるようになります。



産廃情報ネット
http://www.sanpainet.or.jp/

WMF 産廃振興財団

Access Counter
170021

『産廃情報ネット』は産業廃棄物処理業者の情報を提供します。

産廃振興財団ホームページはリニューアルされました。
ご覧下さい。

[ID申請はこちらからです](#)

情報検索システム

産廃振興財団ホームページ

廃棄物の定義・区分の検討

環境省

廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会

中央環境審議会

10月5日から本格討議へ

環境省は、10月5日に第2回廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会を開き、社会的な関心を集めている廃棄物の定義・区分等について、年度末に中間報告をまとめる方向で、本格的審議に入った。

同省はかねてから、循環型社会の形成を強力に推進するため、処理責任の徹底、廃棄物の適正処理の確保、排出抑制と円滑なリサイクルの推進などの観点から現行制度の課題を整理し、基本問題について専門的な見地から調査検討を進めたいとしており、中央環境審議会に廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会を去る8月8日に設置、初会合を9月18日に開催し、委員長に古市北海道大学工学部教授を選任するなど委員会運営上の手続きを終了、10月5日から具体的な審議に入ったもの。

循環型社会の形成が国家目標として掲げられて以来、廃棄物対策に対するプライオリティが明らかにされ、方向づけられているが、従来の日本における廃棄物の定義、いわゆる一般廃棄物と産業廃棄物の区分など産業界はじめ各界からその再検討が要請されるなど廃棄物の基本

的な問題の見直しが求められてきている。そういった背景の下に、環境省は、循環型社会の形成を強力に推進するという大きな前提に対し廃棄物の定義・区分問題、処理責任などに係わる関係者の役割のあり方、廃棄物の適正処理の確保、円滑なリサイクルの推進はどうあるべきかといった課題を基本的な観点から検討、現行制度の強力な推進と再構築のための方向を模索するものである。

同専門委員会の主な検討課題と論点について見ると、

廃棄物の定義・区分の在り方では、処理責任の在り方、有害性の考え方などが上げられている。

拡大生産者責任(EPR)の在り方では、既存のリサイクル関連法の評価、製造事業者等の役割の在り方などが考えられている。

リサイクルに係る廃棄物処理事業・施設に対する規制の在り方では、再生利用認定制度等の特例措置の在り方などを論議する意向である。

このように基本問題専門委員会を設けて検討する背景には、循環型社会形成推進基本法が平

成12年の通常国会で制定されたのをはじめ、廃棄物処理法の一部改正、リサイクル関係法の改正、制定が相次ぎ行われ、制度的基盤が整備されたが、廃棄物の定義・区分など検討課題として残されたこと、更に規制改革や地方分権問題に対する位置付け、EU諸国の動向など国際的な潮流をも視野に入れた新しい時代への対応が求められていることがあげられる。

中環審・廃棄物・
リサイクル基本
問題専門委員会委員

委員長

古市 徹（北海道大学工学部教授）

委員

植田 和弘（京都大学大学院経済学研究科教授）

大塚 直（早稲田大学法学部教授、委員長代理）

武田 信生（京都大学大学院工学研究科教授）

細田 衛士（慶應義塾大学経済学部部長）

山田 洋（一橋大学大学院法学研究科教授）

編集後記

産業振興財団ニュースも創刊号から数えて25号を発行する運びとなりました。その時々行政や産業界の動きを財団の業務を通じて情報発信して参りました。年間4回の発行を続けてこられたことは、読者ならびに関係者各位のご支援があったることと感謝しております。

今回の25号から、財団の事業を紹介している「事業案内パンフレット」とトーンをあわせて、スローガンの「環境と産業の未来のために」

をキャッチコピーとして表装を一新いたしました。編集内容も特集記事を中心に新鮮で生きた話題をできるだけとりあげて、読んでいただいて、お役に立つものにしていきたいと考えています。

ご期待いただくとともに皆様のご意見をお待ちしております。

(梅本)

待望の発刊!!

我が国初のPCB処理技術集

「PCB処理技術ガイドブック」

第1章 PCB問題の経緯

- 1.1 PCB問題の経緯
- 1.2 PCBの管理
- 1.3 PCBの処理
- 1.4 PCB廃棄物
- 1.5 引用文献

第2章 廃PCB等の処理技術とその施設

- 2.1 焼却技術とその施設
- 2.2 脱塩素化分解技術とその施設
- 2.3 超臨界水酸化分解技術とその施設

第3章 PCB汚染物の処理技術とその施設

- 3.1 焼却技術とその施設
- 3.2 溶剤洗浄技術とその施設

第4章 PCBの分析

- 4.1 PCBの分析技術
- 4.2 分析方法
- 4.3 引用文献

資料編

PCB処理技術調査検討委員会
委員名簿



申込み 株式会社 ぎょうせい
〒167 - 8088

東京都杉並区荻窪4 - 30 - 16

TEL (03) 5349 - 6654

FAX (03) 5349 - 6677

編集 / 財団法人 産業廃棄物処理 事業振興財団
発行 / 株式会社 ぎょうせい

B5判・定価 3,150円
本体 3,000円 + 税
送料 380円

産廃振興財団NEWS

2001.9 Vol.9 No.25

発行日 平成13年10月15日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目6番1号

さくら新橋ビル6階

TEL. (03) 3500-0271

FAX. (03) 3500-0272

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



- JR新橋駅 日比谷口より徒歩2分
- 営団地下鉄 銀座線 新橋駅より徒歩3分